**保育料（利用者負担額）決定・変更通知書発行依頼書**

　　年　　　月　　日

墨田区福祉事務所長　あて

　以下の児童に係る保育料の通知書について発行の依頼をします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者(保護者) | 氏　　名 |  |
| 住　　所 | 墨田区 |
| 連絡先 | ( 　　　 ) |
| 入所  児童名 | 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 在園施設名 |  |
| 依頼する通知書の対象月 | | 年　　　　　 月 |

＜確認事項＞

※保育料に係る階層区分は「墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例」に基づき、保護者の区市町村民税の所得割額により決定します。

※保育料の階層区分の決定は年2回行われ、前期保育料階層（4月～8月分）及び後期保育料階層（9月～3月分）に分けて算定します。

※前期保育料階層及び後期保育料階層は、延長保育料の決定等に必要であるため、在園児童がいる各認可保育施設へ情報提供いたします。

※区市町村民税が未申告または確認できない場合、保育料階層はＤ23（最高階層）で決定します。申告後は、子ども施設課入園係までご連絡ください。申告をしたかご不明な場合は、申告の有無を課税対象となる自治体の担当部署にご確認ください。

　　　　　　　　 ワード形式ダウンロード用ＱＲコード→

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　または、電子申請はこちらから

福祉事務所記入欄

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当 | 主査 | 課長 | 起案 | 月　　日 | 備考 |
|  |  |  | 決定 | 月　　日 |
| 施行 | 月　　日 |
| 保存 | 月　　日 |
| 一部非公開（個人情報） | | | | |
| 本依頼について、別紙のとおり通知する。 | | | | | |